

オープンソースの「今」を伝える

Open Source Conference 2024 Online/Fall

2024年10月18日(金)-19日(土) 10:00~18:00

オンライン会場 (Zoom & YouTube Live)

OSSライセンスと著作権法のポイント

2024年10月18日

NEC OSS推進センター・姉崎章博



自己紹介

- ◆ NEC OSS推進センター所属・姉崎章博
- ◆ 汎用機ACOSの通信管理、OSIの標準化、実装に関わる
- ◆ IA-64 Linuxの実装、Linuxの普及に関わる
 - 「IA-64 Linux on 16-WayサーバAzusA」 Linux Conference 2000 Fall
- ◆ OSSライセンスの解説に取り組む2006～
 - NECグループ内へ累計 100回以上、3千名以上へ集合教育(Web教育を除く)
- ◆ 2008年 OSSライセンスのコンサルをビジネスに **:100社程に有償対応**

OSIの記事、IPA/SOFTICの報告書、コミュニティの講演や大学教授の論文さえ、著作権に基づく、GPLなどのライセンスをそのように扱っていないことに疑問

- ◆ 著作権情報センター(CRIC)第9回著作権・著作隣接権 論文佳作入選

「OSSライセンスとは～著作権法を権原とした解釈」(2013年)

<https://osslicense-ane.com/paper/cric-paper/>

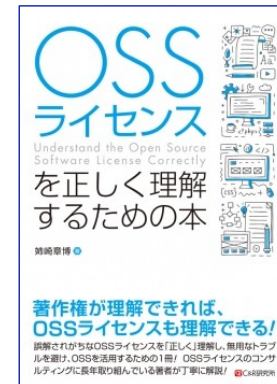
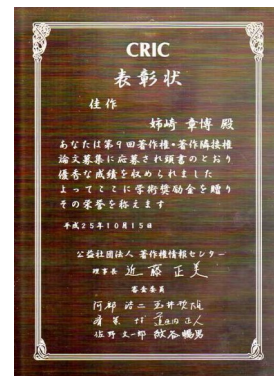
- ◆ 『オープンソースの教科書』
第7章 オープンソースとライセンス の原文執筆(2021年)

<https://c-r.com/book/detail/1416>

- ◆ 『OSSライセンスを正しく理解するための本』(2021年)

<https://c-r.com/book/detail/1425>

初版の訂正情報：https://www.c-r.com/reader/reader_errata_win.html?id=g_363-8.htm



Orchestrating a brighter world



OSSライセンスの**条件**は、どんな内容かご存じでしょうか？

◆各ライセンスで表現は様々ですが…

既存の**BSD**を流用するため

■著作権表示、条文本体、免責条項
を
見えるように(コピー)すること、など

BSD
ライセンス
など

条件を包含している
必要があります

■バイナリのソースコードを
(または、その申し出を)添付すること、など

GPLなど

こちらだけの条件
ではありません

さて、これらは、**義務**ではなく**条件**ですが、何の条件でしょう？

(創作性のある)プログラムは著作物として保護されます

に関わるのです

◆ 日本国 **著作権法** 第十条 (著作物の例示)

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は・・・その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物

九 プログラムの著作物

国際条約がありますから
日本に限らず、ほぼ世界中で
著作権は保護されます。
特許のような登録も
必要ありません。

OSSライセンスの位置づけ

OSSライセンスは、OSSの受領者が再頒布など著作権の行使の許諾

クリックオンなどの契約行為はありませんから

Webで公開



アップロード



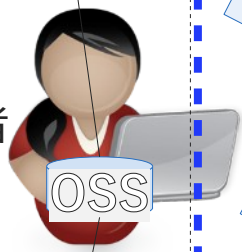
OSS著作者(開発者) = 複製権の専有者

無断で使用可能

Webサーバー
Apache HTTPd

ダウンロード

受領者



商用/非商用は関係ありません

共有フォルダ
Samba

無断で使用可能

Webで公開



アップロード

GPLなどのOSSライセンス条件を満たせば、許諾されます

製造



生産(再頒布)

商用/非商用は関係ありません

他人の複製権の行使



無断なら他人の著作権侵害

他人の複製権の行使

再頒布



許諾を得て利用可能

無断なら他人の著作権侵害

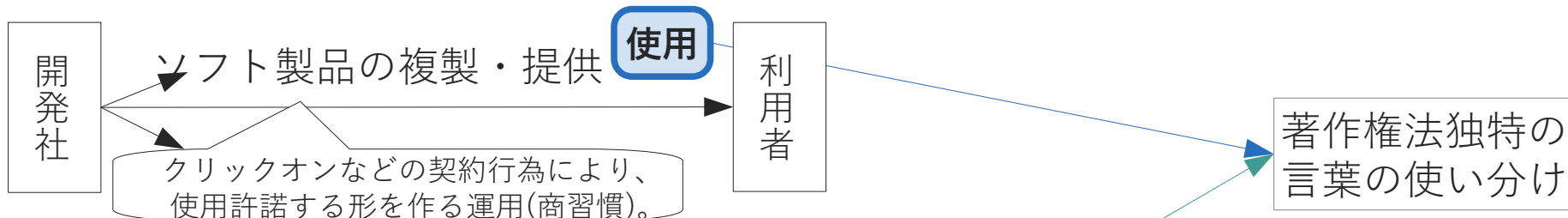
OSSライセンスの位置づけ
をお話しました。ここまでで
何かご質問はありますか？

OSSライセンスはソフトウェアライセンス(EULA)と違います(1/3)

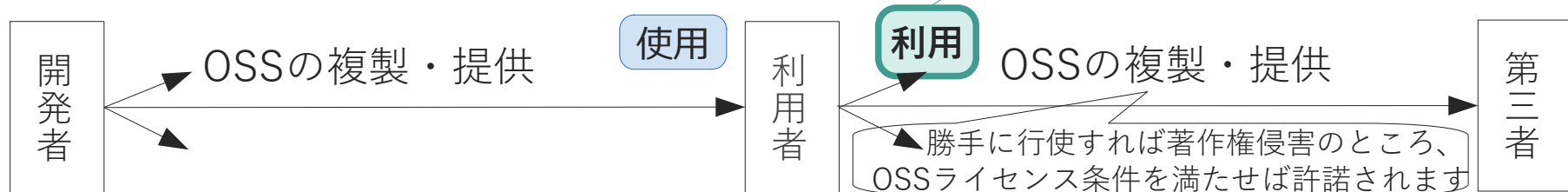
	ソフトウェアライセンス	OSSライセンス
1.主な許諾内容が違う	使用の許諾	(著作権法上の)利用の許諾

1.主な許諾内容が違う

- **ソフトウェアライセンス**は、一般に(インストール)実行する際に、クリックオンなどで**使用**の許諾を求めるものです。※著作権に使用权などありませんから、そもそも許諾を求める権利はありません。



- 一方、ほとんどの**OSSライセンス**は著作権に基づいており、著作権法上の**利用**、つまり、複製や改変、頒布などの支分権の行使をいくつかの条件のもと許諾するものです。

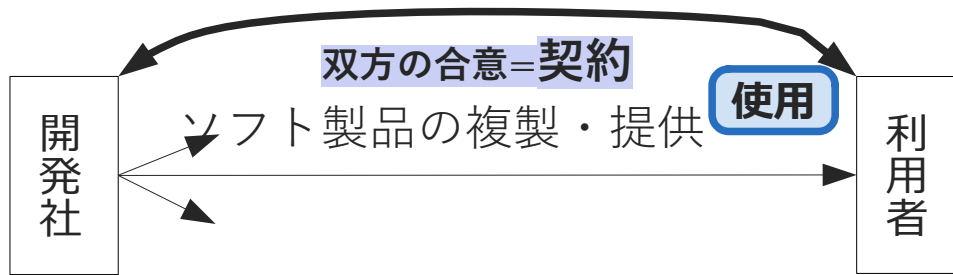


OSSライセンスはソフトウェアライセンス(EULA)と違います(2/3)

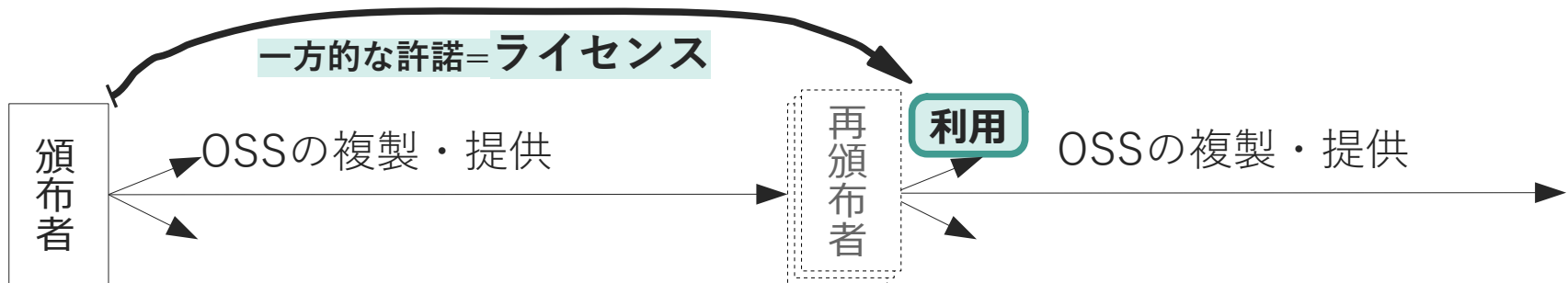
	ソフトウェアライセンス	OSSライセンス
1.主な許諾内容が違う	使用の許諾	(著作権法上の)利用の許諾
2.主な許諾 形式 が違う	契約(双方の合意)	ライセンス(一方的な許諾)

2.主な許諾**形式**が違う

- **ソフトウェアライセンス**は、一般に**双方の合意(agreement)**としての**契約**です。
著作権に**使用权**は存在せず、**クリックオン(シュリンクラップ)**で**契約**の体裁を取っています。



- ほとんどの**OSSライセンス**は、**一方的な許諾**という本来の意味での「**ライセンス**」です。



OSSライセンスはソフトウェアライセンス(EULA)と違います(3/3)

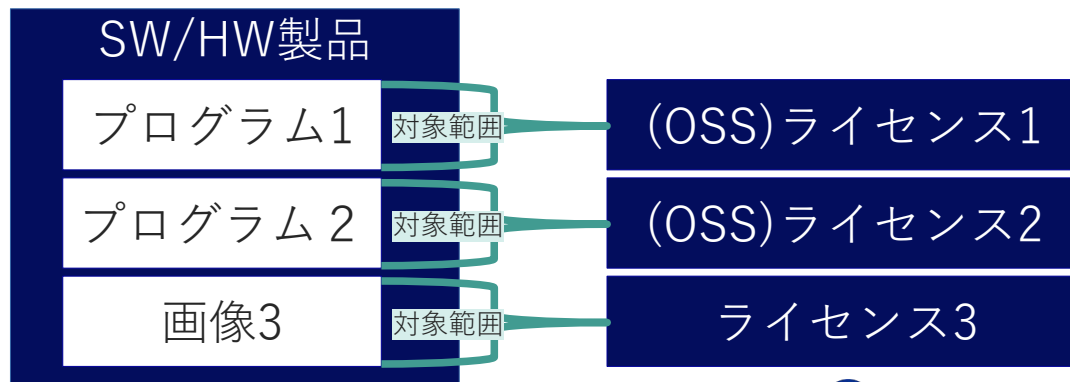
	ソフトウェアライセンス	OSSライセンス
1.主な許諾内容が違う	使用の許諾	(著作権法上の)利用の許諾
2.主な許諾形式が違う	契約(双方の合意)	ライセンス(一方的な許諾)
3.主な許諾 対象 が違う	プログラム 製品 (PP)	(プログラムの) 著作物

3.主な許諾対象が違う

- **ソフトウェアライセンス**は一般にプログラム製品を使用(実行)する際の**全体**としての許諾です。



- 一方、**OSSライセンス**は、許諾対象は**個々のプログラム**の著作物です。



以上の違いにより ソフトウェアライセンスの一種かのような表現は不適切

そんなことは保証されていません

オープンソースは「ソースコードを誰でも自由に利用できる」とするソフトウェアライセンスによって、その利用を許可しています。とか、言う人が多いですが…

ほとんどのオープンソースは、

著作権の行使を条件付きで許諾するライセンスによって、

その利用を許可しています。

ソフトウェアライセンスの一種と思い込んでいる人が多いので「ソフト屋に外注しているから大丈夫」とは限りません

OSSライセンスは、ソフトウェア ライセンスの一種ではありません

というお話をしました。ここまでで
何かご質問はありますか？

1. **BestBuy's** Blu-ray DiscPlayer

ブルーレイ・プレイヤー

2. **Samsung's** LCD HDTV's

3. **Westinghouse's** LCD HDTV

HDテレビ

4. **JVC's** LCD HDTV and IP Network Camera

5. **Western Digital's** WD TV HD Media Player

デジタルサイネージ

6. **Bosch's** Security System DVR

7. **Phoebe Micro's** wireless routers and IP Motion Wireless Camera

監視カメラ

8. **Humax's** HD HDTV DVR

9. **Comtrend's** bonded modems

10. **Dobbs-Stanford's** digital media player

11. **Versa Tech's** weatherproof dual radio outdoor wireless access point

12. **ZyXEL's** 4 Port Router

ルーター

13. **Astak's** security camera system with DVR and security system DVR devices

14. **GCI's** digital music controller

6月7日までに和解

<http://www.softwarefreedom.org/news/2010/jun/07/motion-against-westinghouse-digital-electronics-gp/>

製品出荷停止による損害額を計算してみてください

8月3日、欠席裁判で販売停止命令 + 9万ドルの損害賠償金 + 訴訟費用 (約4万7千ドル)

<https://mag.osdn.jp/10/08/05/1045202>

<http://sfconservancy.org/news/2010/aug/03/busybox-gpl/>

このようなリスク(?)に対して、何をしなければならないのでしょうか？

OSSは一般に他人の著作物

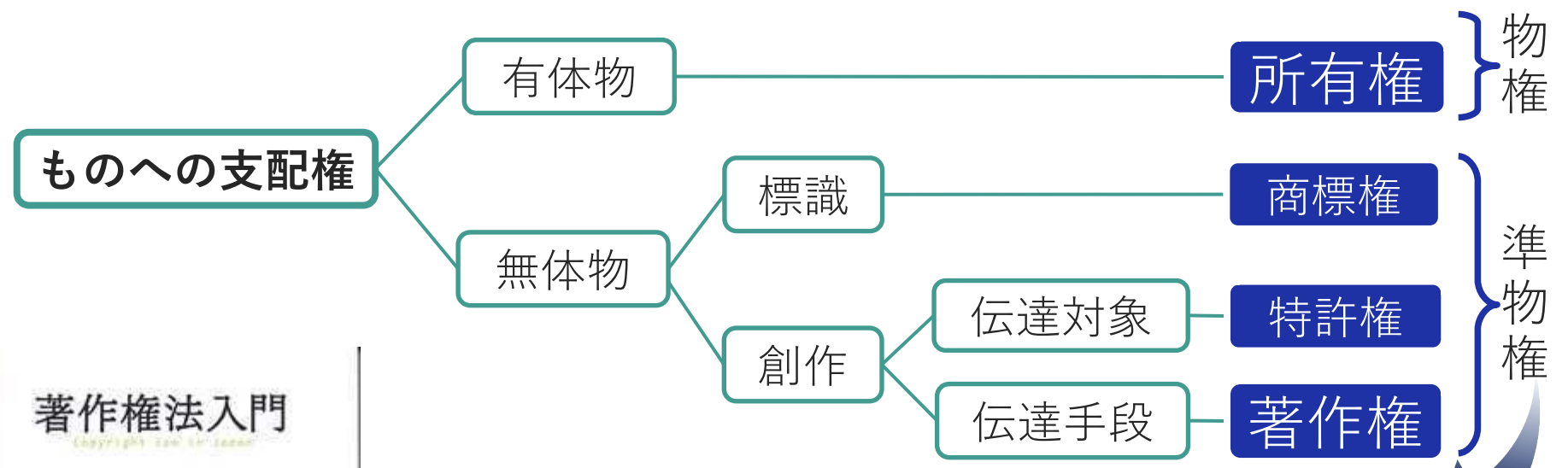
であることを理解し、

そのように扱うこと

なぜでしょう？ 著作権も「ものへの支配権」の一つだから

◆ 著作権法入門、有斐閣、2009、P8

■ 島並良 (神戸大学教授), 上野達弘 (現早稲田大学教授), 横山久芳 (学習院大学教授) / 著



2021年6月 第3版 発売

契約と違い何の手続き無しに権利が発生する

「訴訟リスク」とか言う人がいますが、それ以前に… **犯罪**

他人の権利	所有権	著作権
他人の権利の行使	商品の持ち出し	GPLの著作物の頒布(複製)
行使が許される条件1	現金支払い	ソースの添付
行使が許される条件2	約束 (ツケ、カード支払い)	ソース提供する旨の 申し出の添付
条件を満たさず行使	窃盗(万引き)	著作権侵害(GPL違反)

刑法 第235条

十年以下の懲役又は**五十万円以下の罰金**に処する。

著作権法 第119条 **十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科する。

著作権法 第124条 法人… **三億円以下の罰金刑**

「GPLでも要求されたら、ソース公開すれば良い」という誤解がありますが
それでは、既に、著作権侵害してしまっています

「見つかったら、払えばいい」という万引きの言い分と変わりません

他人の権利を行使(無断なら犯罪)という自覚が無いから難しい

GNU GPLなど、OSSライセンスは難しい
とか、言う人が多いですが...

難しいと思えるのはOSSライセンスではなく、著作権。
著作権も多くの人が馴染みがないだけでしょう。

GPL違反とかは実は著作権法違反

というお話をしました。ここまでで

何かご質問はありますか？

著作権 (1/2)

◆ 日本国 著作権法 http://www.cric.or.jp/db/domestic/a1_index.html#2_3c

第三款 著作権に含まれる権利の種類

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

...

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

◆ アメリカ 著作権法 和訳 <http://www.cric.or.jp/db/world/america.html>

第106条 著作権のある著作物に対する排他的権利

…著作権を保有する者は、以下に掲げる行為を行いまたこれを許諾する排他的権利を有する。

- (1) 著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。
- (2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。
- (3) 以下省略

表現は違っていても、同じようなことを言っています

だから 世界中で、権利を有している人だけが 許諾(ライセンス)可能

GPLでライセンスされたOSSを複製、改変した著作物にも
GPLを適用しなければならない。とか、言う人が多いですが…

GNU GPLのOSSは、GPLに記載された条件で
複製・改変が許諾(ライセンス)されています。

開発(著作)者がGPLで許諾しているのであって、
受領した人にGPLを適用する権利などありません

OSSライセンスのルールではなく

著作権が誰にあるかが重要

というをお話をしました。ここまでで

何かご質問はありますか？

3. あなたは上記**第1条および2条の条件に従い、許諾条件1**(BSDライセンス相当+α)

『プログラム』(あるいは第2条における派生物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。

許諾内容

ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない。

a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。(中略)

b) 著作物に、(中略)ソースコードを、(中略)提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える。(以下省略)

許諾条件2

再頒布前でなければ「添付」は出来ないから、再頒布**前**の「**条件**」。
再頒布**後**の「**義務**」ではありません。それでは手遅れ。既に著作権侵害

例えば、**こんな問い合わせ対応してしまう** …某携帯電話メーカー

ユーザ：「すでにバイナリが頒布されているのに、ソースコードが公開されていない

出荷したら「開示義務」が発生するから
粛々と履行すればよいと思っているのでしょうか？

このような状況からし合わせて問題は無いのでしょうか？
問題ない場合は、どの条項で対応しているのかお教え願います。」

メーカー：「社内対応を急いでおり順次公開させていただきますので、
今しばらくお待ち頂きますようお願い致します。
尚、具体的なリリース日に関しては、次週後半よりアナウンスさせていただきます。
ご不便をお掛けいたしますが、よろしく願いいたします。」

この受け応えは、**他人の著作権を既に侵している自覚があるのでしょうか…**

万引きしたら
「支払義務」
が発生するわけ
ではありません

「お金の工面を急いでおり順次お支払いさせていただきますので、
今しばらくお待ち頂きますようお願いいたします。尚、具体的な
支払日に関しては、次週後半よりアナウンスさせていただきます。
」と万引き犯が言っているようなものです。

開示義務などと認識していると著作権侵害してしまう不適切な表現

GPLでライセンスされたOSSは、ソースコードの開示が義務付けられている  とか、言う人が多いですが…

GNU GPLのOSSは、ソースコードの開示がバイナリ形式での再頒布の際の、許諾(ライセンス)条件の一つです。

「条件」だから、再頒布しなければ、開示しなくても構いません

OSSライセンスの条件を 契約の義務と扱うことのリスク をお話しました。ここまでで 何かご質問はありますか？

そもそも、GPLの作成者は、
義務(債務)が発生する「契約」のつもりで作成していません。

作者自身が「GNU GPLは、契約ではない」と述べています

- ◆例えば、GPLv2当時FSF法務担当で、のちに、GPLv3起草者の一人であるコロンビア大学のEben Moglen先生は2001年、以下の文書を公開



GNU Operating System

Sponsored by the Free Software Foundation

About GNU Philosophy Licenses Education Softw



Enforcing the GNU GPL

by Eben Moglen

10 September 2001

<http://www.gnu.org/philosophy/enforcing-gpl.html>

Licenses are not contracts: ライセンスsは契約ではない

GPLは契約ではないならば、何でしょうか？

a licence is a unilateral permission, not an obligation,

ライセンスは、一方的な許諾であり、(契約などの)債務などではない

Transcript of Eben Moglen at
the 3rd international GPLv3
conference; 22nd June 2006



<https://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html> での回答。

◆ ユスティニアヌス法典(ローマ法大全)の法学提要(the Institutes of Justinian)記載用語



◆ 戦後、(特許)ライセンスに対する契約が一般的になったからといって、
「ライセンス自体がライセンサーとライセンシーとの契約」ではありません
ライセンス内容に関して契約すれば、ライセンス契約が成立するというもの。

※ **「ライセンス」と「ライセンス契約」を区別しましょう**

Stallman氏が、GPLを、契約法に基づかせない理由

◆ 2006年、米国法曹協会 科学技術部会 OSS委員会共同議長 Heather Meeker弁護士が、
「GPLは、その全権利が著作権法に由来するという意味で、一つのライセンスであり、『契約ではない』とまで言っている、けど欧米外で著作権法は機能している？」
とEnforcementを理由に契約法に基づくことを提案するが・・・

◆ Richard M. Stallman氏は、二つの正当な理由があると反論
Don't Let 'Intellectual Property' Twist Your Ethos

by [Richard M. Stallman](#)
June 09, 2006

<http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html>

1. Copyright law is **much more uniform** among countries than contract law, which is the other possible choice.

著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、
非常に均質である。

2. There's another reason not to use contract law: It would require every distributor to get a user's formal assent to the contract before providing a copy. To hand someone a CD without getting his signature first would be forbidden. **What a pain in the neck!**

契約法を使わないもう一つの理由は、コピーを提供する前に、契約への正式な同意を得ることを、あらゆる頒布者に要求するから。彼のサインをもらうことなく誰かにCDを渡すことは、禁じられている。

うんざりする！

GPLの作成者は

契約にしたくないと考えている

というをお話をしました。ここまでで

何かご質問はありますか？

OSSライセンスと著作権法は、**理解しましょう**

OSS専門業者を自認する方々が

根拠の無い、聞いたただけの話を繰り返しているようです。

そんな、いい加減な話はむしろ危険でしょう。

正しく、「著作権」というものを理解して、

著作権に関わる記述としてライセンス条文を読む

そんな、根拠や論理を心がけましょう。

著作権を基にして、「**結合著作物**」で考えますと

GPLの伝播の誤解、例えば

ウィキペディアのGPLのライブラリの説明の

何が間違った言い分か、何が正しい言い分か、わかります

https://ja.wikipedia.org/wiki/GNU_General_Public_License
ライブラリ

…、次のようないくつかの異なる見解が存在する。

見解1: プロプライエタリ・ソフトウェアを動的リンク、静的リンク
することはGPLに違反する

見解2: プロプライエタリ・ソフトウェアを静的リンクすることは
GPLに違反するが、動的リンクに関しては不明瞭

見解3: リンクは無関係である

GPLの誤解は、著作権を理解して解消しましょう

■OSSライセンスと著作権法 講義^(6H)

第1章 OSSは一般に他人の著作物

第2章 著作権について

第3章 OSSライセンス違反とは

第4章 OSSライセンスの概略

第5章 GPL感染/伝播などの都市伝説について

第6章 基本的な対策例

補遺 GPLv3について

補遺2 体制例・他

著作物・著作権が
どういうものか
理解いただいてから、

著作権行使の
許諾
として見ると、
何が記述されている
のか理解できます

1回20名まで50万円 (10名まで40万円, 5名まで30万円 も可)
オンラインにて講義します。

- 全6時間^(1-2章,3-4章,5-6章,各2時間,3日間), 約200ページのテキスト
各日、10:00-12:00, 13:00-15:00, 15:00-17:00の枠からお選びください。

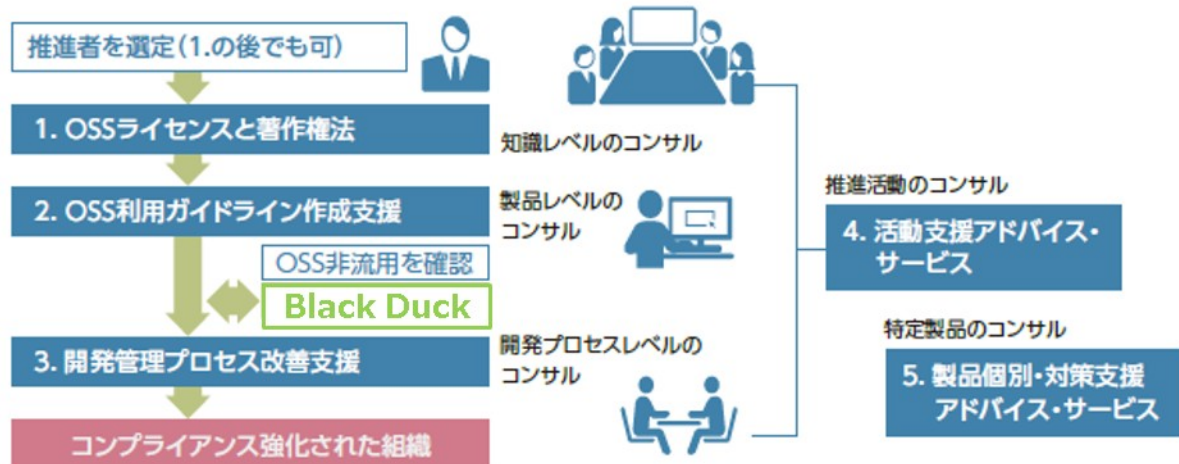
OSSライセンス コンサルティング

OSSライセンスの講義や、OSS利用ガイドラインの作成支援、さらに、それらを取り込む品質・開発管理プロセスの改善支援、その他アドバイス支援をご提供します

<https://jpn.nec.com/oss/osslic/>

1.	OSSライセンスと著作権法講義	「なんとなくしか知らなかったGPLが目から鱗」と好評な著作権法からOSSライセンスをお話しする講義です
2.	OSS利用ガイドライン作成支援サービス	実製品で利用OSSを例に、OSSライセンスの正しい理解・解釈の仕方及び対策のガイドラインの作成をご支援します
3.	開発管理プロセス改善支援サービス	開発または品質管理システムにチェックポイントを組み込み、統制の取れた開発管理・品質管理標準の改善をご支援します
4.	活動支援アドバイス・サービス	御社の特定のOSSライセンス・コンプライアンス活動に対して、年間を通じて、アドバイスをご支援するサービスです
5.	製品個別・対策支援アドバイス・サービス	御社の特定の製品に対して、目視あるいはツールを利用した結果、認識されたOSSライセンス違反に対して、アドバイスを提供します

OSSライセンスの
コンプライアンスの推進ステップ



ちなみに、OSS検出ツールで違反を判定できるわけではありません

- ◆違反の候補になり得る、OSSソースコードに似たコードを検出
- ◆検出されたコードが違反か否かは人手で確認する必要があります
 - 検出されたコードは、著作権があると言えるコードですか？
 - 誰がコーディングしても同じになるコードに**創作性**があると言えません
 - コード変換テーブル
 - エラーコード一覧の#defineのヘッダファイル
 - インタフェース仕様でしかないヘッダファイル
 - ハードウェアに依存したシーケンス
 - 既に著作者も不明な、誰でも知っているロジックのコード、など
 - 全く同じでも一切参照せず独自にコーディングしたものではないですか？
 - GPLのOSSとBSDのOSSなど複数のOSSに一致した場合、まず、どれを流用したと考えるのが妥当でしょうか？
 - 等々

 ツール結果の解析方法を支援できなければ、宝の持ち腐れですね

使っているOSSとライセンスは判明した。で、何をすれば？
という、自らの理解が不安な方のために

■製品個別・対策支援アドバイス・サービス

入力

1. 一覧

- 1.OSS名とバージョン
- 2.OSSライセンス名とバージョン
- 3.入手先など

2.製品の頒布(販売)形態

3.開発アプリでのOSSの使い方(図)

出力

- ライセンス違反になり
そうなところを指摘
- 条件を満たす対応策を
提案
- 当然、後の祭りもあり
得る

Linux用ドライバの
ソース開示がない
デバイスを選択済み

後の祭りにならぬよう、有償講義は早めに受けてほしい

<https://jpn.nec.com/oss/osslic/OSSproduct.html>

\Orchestrating a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、
誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

\Orchestrating a brighter world

NEC